

大東文化大学日本文学会会則（改訂版）

第1章 名称および目的

（名称）

第一条 本会は、大東文化大学日本文学会と称する。

（事務局）

第二条 本会の事務局は、東京都板橋区高島平一丁目九番一号大東文化大学文学部日本文学科事務室に置く。

（目的）

第三条 本会は、日本文学・日本語学の研究を推進し、あわせて会員相互の連絡提携をはかることを目的とする。

（事業）

第四条 本会は、前条の目的を達成するために、左の事業を行う。

- 1 機関誌の発行
- 2 研究会の開催
- 3 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員および役員

（会員）

第五条 会員は、左の通りとする。

- 1 本学日本文学科関係教職員
- 2 本学日本文学科学生・同大学院日本文学専攻学生および卒業・修了生
- 3 本学日本文学科卒業・修了生中の希望者

（役員）

第六条 役員は、左の通りとする。

- 1 第五条第1項中の学科専任教員を、学会評議員とする。評議員は評議員会を組織し、中心的に学会運営にあたる。
- 2 評議員中より、次の委員を選出する。
代表委員・庶務委員・編集委員・会計委員・監査委員
- 3 代表委員は学会を統括する。
庶務委員は事業の計画・遂行および次の第4項に定める幹事会との連携にあたる。
編集委員は機関誌の編集・発行にあたる。
会計委員・監査委員については、第4章に定める。
- 4 第五条第2項の会員中より、学生幹事を選出する。幹事は幹事会を組織し、学会事業の遂行にあたる。

（任期）

第七条 役員の任期は二年とする。ただし、重任をさまたげない。

第3章 会費

（金額）

第八条 会費は、年額二、〇〇〇円とする。

（納入）

第九条 会費の納入は、左の通りとする。

- 1 会員は、毎年六月末までに会費を納入しなければならない。会員が、長期海外研究員、短期海外研究員、もしくは国内研究員または特別研究期間中である場合も同様とする。
- 2 前項の規定にもかかわらず、会員が五月一日において休職または育児休業もしくは介護休業であるときは、当該年度の会費の納入を免除する。
- 3 学生会員は、入学手続時に、在籍予定年数分の会費を納入しなければならない。編入学生・転入科生・卒業過年度生も、在籍予定年数分の会費を納入しなければならない。

(返還)

第十条 会費の返還は、左の通りとする。

- 1 学生会員が在籍予定年数未滿で退学した場合、納入した会費の一部を返還する。在学予定年数未滿で除籍となった場合も同様とする。
- 2 在学期間の計算については、五月一日において在学(休学を含む)する学生は、当該学年一年間在籍したものとみなす。
- 3 返還金の額は、当該学生会員が納入した会費の額からその在籍期間の会費の合計額を控除して得た金額とする。
- 4 返還金は、当該学生の退学願に記載する保護者の住所または保護者が指定する金融機関の口座に宛てて送金する。

第4章 会計

(経費)

第十一条 本会の経費は、会費・寄附金および事業収入をもってまかなう。

(予算および決算)

第十二条 本会の予算および決算は、会計委員が原案を作成し、評議員会・幹事会の審議を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計監査)

第十三条 会計監査については、左の通りとする。

- 1 監査委員は、評議員中より二名を選出する。また別途に、学会外の本学専任教員より一名を選出する。
- 2 監査委員は、事業年度の会計監査を行い、結果を総会において報告する。

(会計資料の閲覧)

第十四条 会員は、理由書を代表委員に提出して、会計資料を閲覧することができる。

(会計資料の範囲)

第十五条 会計資料は、左の各項に掲げるものとする。

- 1 会計委員および監査委員が署名・捺印した決算書原本
- 2 決算を作成するために記載した帳簿(電子媒体に記載した場合は、それを印刷した書面)
- 3 年度末時点における預貯金口座の残高証明書
- 4 入金および出金を記載した預貯金通帳
- 5 入金および出金を証明する領収書などの証憑

(会計資料の保存)

第十六条 前条の会計資料は、決算の承認を受けた時点から十年間保存しなければならない。

第5章 総会

(構成)

第十七条 総会は、第五条に定める会員をもって構成する。

(権能)

第十八条 総会は、評議員会から提案された、左の各項に掲げる事柄について審議し、表決する。

- 1 事業計画および予算
- 2 事業報告および決算
- 3 役員を選任
- 4 会則の変更
- 5 学会の解散
- 6 財産の処分に関する事柄
- 7 その他本学会の運営に関する重要な事柄

(開催)

第十九条 総会は、毎事業年度につき一回、年度終了後三ヶ月以内に開催する。

(成立)

第二十条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、欠席者については、委任状の提出をもって、この成立要件に加えることができる。

(表決)

第二十一条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。

附則 本会則は、二〇二三年四月一日より施行する。